

総務・警察常任委員会 議事次第

令和 8 年 10 月 8 日 (木)
午後 1 時 30 分 ~
於 : 第 6 委員会室

1 開 会

2 所管事項

3 閉会中の継続審査及び調査

4 今後の委員会運営

○ 管内外調査

日 程 : 令和 8 年 11 月 16 日 (月) ~ 17 日 (火)

5 そ の 他

6 閉 会

総務・警察常任委員会 送付陳情一覧表

令和８年９月定例会

受理番号	受理年月日	件名
1043	R8. 8. 10	日本国憲法改訂及び改憲手続法（国民投票法）に関する陳情
1044	R8. 8. 10	軍拡に関する法案、及び軍事における財政法第４条、平和外交に関する陳情
1045	R8. 8. 10	皇室典範の改訂に関する陳情
1047	R8. 8. 10	個人情報保護法改訂及びスパイ防止法案、国家情報会議設置法に関する陳情
1048	R8. 8. 10	選挙制度・不正選挙に関する陳情
1049	R8. 8. 10	比例代表定数の削減・自動削除条項に関する陳情

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1043 号	受理年月日	令和8年 8月 10日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	日本国憲法改訂及び改憲手続法（国民投票法）に関する陳情				
要 旨	自衛隊の明記や緊急事態条項の創設には国民の権利や主権の制限や停止、権力集中の危険、外交・安全保障上の懸念など、慎重に検討すべき重大な問題がある。また、現行憲法及び既存法制の下でも、防衛や緊急時対応には一定の制度的対応が可能であり、憲法改正を急ぐ必要性は乏しいと考える。慎重な検討が必要であり、現行法制で対応可能な点も多いことから、拙速な改憲は避けるべきと考える。 あわせて、日本国憲法改憲手続法（国民投票法）についても、民意が適正に反映されるよう制度整備を求める。 ついては、日本国憲法改訂及び改憲手続法（国民投票法）に関し、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1044 号	受理年月日	令和8年 8月10日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	軍拡に関する法案、及び軍事における財政法第4条、平和外交に関する陳情				
要 旨	日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に照らし、国が現在進めようとしている戦争準備の法整備に対し、国際法や憲法に適合するのか、国際法上の武力行使禁止、人道法上の民間人保護、憲法第9条・第13条・平和主義との整合性を問い、明確な回答を求める。 軍備拡大や防衛費の増加、財政法第4条の改正が将来の財政運営や平和外交の在り方に大きな影響を及ぼす可能性があることから、その方向性や根拠、憲法との整合性について国の明確な説明と責任ある判断を求める。また、財政は軍事費の拡大ではなく、福祉、医療、教育、雇用など国民生活の充実を優先し、武力に依存しない平和的外交を基本とする姿勢を堅持することを強く要望する。 主権は国民にあり、いかなる政権も憲法による制約を受ける。その逸脱が懸念される場合、主権者として明確に異議を表明する必要がある。以上の立場から、現行憲法の平和主義及び立憲主義を守るため、軍拡の法整備に断固反対し、再考を強く求める。 ついては、軍拡に関する法案、及び軍事における財政法第4条、平和外交に関し、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1045 号	受理年月日	令和8年 8月10日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	皇室典範の改訂に関する陳情				
要 旨	日本国憲法前文、第1条、第97条、第98条第1項の趣旨に照らし、国に対し、皇室典範の改訂が憲法に適合するのか、明確な回答を求める。現在進められようとしている皇室典範の改訂に対し、危機感をもって断固反対の意思を表明する。日本国憲法は、戦争の惨禍への反省に立ち、恒久平和を国家の根本原理とし、天皇を政治権力から切り離された「象徴」として位置づけている。これは歴史的教訓に基づく根幹構造である。 しかし近年、憲法解釈の変更による集団的自衛権の容認や安全保障政策の拡大等により、平和主義との緊張関係が強まっている。このような状況下での皇室典範改訂は、単なる制度論ではなく、象徴天皇制及び憲法秩序に影響を及ぼす重大な問題である。 主権は国民にあり、いかなる政権も憲法による制約を受ける。その逸脱が懸念される場合、主権者として明確に異議を表明する必要がある。以上の立場から、現行憲法の平和主義及び立憲主義を守るため、当該改訂に断固反対し、再考を強く求める。 ついては、皇室典範の改訂に関し、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1047 号	受理年月日	令和8年 8月10日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	個人情報保護法改訂及びスパイ防止法案、国家情報会議設置法に関する陳情				
要 旨	個人情報保護法の改訂、スパイ防止法案及び国家情報会議設置法案が全て成立してこれらの法案が組み合わさると、第三者による不正監視機関を設けないと、悪用される懸念が高いことを危惧する。 国民の個人情報、特に要配慮個人情報（病歴や思想・信条等）の不適切な利用や監視強化を招き、憲法前文、第1条、第13条、第21条、第97条、第98条第1項の趣旨に反するおそれがあるため、国に対し憲法適合性の照会と慎重な見直しを求める。 これらが組み合わされれば、国民の自由と権利が不当に制約され、過去の治安維持法を想起させるような悪用につながりかねない。個人の尊厳と基本的人権を最優先に、関連法案の撤回を求める。 ついては、個人情報保護法改訂及びスパイ防止法案、国家情報会議設置法に関し、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1048 号	受理年月日	令和8年 8月10日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	選挙制度・不正選挙に関する陳情				
要 旨	近年、選挙の公正性及び透明性に対する国民の信頼は、制度的課題や情報環境の変化により揺らぎつつある。民主主義の根幹は、主権者である国民の自由かつ公正な意思表示にあり、その結果が正確に反映されることにある。しかしながら、開票過程の可視性や検証手続きの十分性、選挙運動費用の実態把握、さらには違法行為に対する責任追及の制度設計について、現行制度には改善の余地があると考えられる。 また、重大な憲法違反や法令違反が疑われる場合においても、国民が直接意思を表明し、責任を問う制度が限定的であることは、主権者原理との関係で課題がある。 さらに、選挙無効訴訟や不正の疑いに関する審理期間についても、迅速性を重視するあまり、十分な証拠収集や検証の機会が制約されているとの指摘がある。これは結果として、司法による実質的な審査機能の確保に影響を及ぼしかねない。 ついては、選挙制度の信頼性を高め、憲法の趣旨に沿った主権者の権利保障を実質化するため、選挙制度・不正選挙に関し、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。				

陳情又は要望に関する文書表

受理番号	第 1049 号	受理年月日	令和8年 8月10日	送付委員会	総務・警察常任委員会
陳 情 者					
件 名	比例代表定数の削減・自動削除条項に関する陳情				
要 旨	比例代表制度は、多様な価値観や少数意見を国政に反映させるための重要な仕組みであり、単純多数決ではすくい上げることが困難な民意を補完する役割を担っている。そのため、比例代表定数の削減は、政治的少数者の声を弱め、結果として国会における代表性の低下を招くおそれがある。 また、議席削減を前提とした自動削減条項は、本来慎重な議論を要する選挙制度の根幹部分について、実質的に結論を先取りするものであり、立法過程の適正性や透明性の観点から問題がある。国会における熟議を経ることなく、一定期間後に自動的に削減が実施される仕組みは、国民の意思を反映する機会を不当に制限する可能性がある。 さらに、選挙制度は主権者の意思形成に直接関わる基盤であり、その変更は国民の権利に重大な影響を及ぼす。したがって、その見直しは拙速ではなく、十分な説明と合意形成を前提に行われるべきである。 以上の理由から、比例代表定数の削減及び自動削減条項の導入については慎重であるべきであり、これらの撤回または見直しを求めるものである。 ついては、比例代表定数の削減・自動削除条項に関し、地方自治法第99条に基づき、国に対して意見書を提出されるよう陳情する。				

(案)

令和8年 月 日

京都府議会議長 荒 卷 隆 三 殿

総務・警察常任委員長 池 田 正 義

閉会中の継続審査及び調査要求書

本委員会に付されている事件は、下記の理由により、引き続き審査及び調査を要するものと認めるから、京都府議会会議規則第75条の規定により申し上げます。

記

1 件 名

- (1) 広報、広聴、国際化及び職員に関する事項について
- (2) 予算、税、財産その他の財務について
- (3) 市町村の振興その他自治の振興について
- (4) 地域安全対策について
- (5) 交通安全対策について
- (6) 警察施設の整備対策について

2 理 由

審査及び調査が終了しないため

行催事等に係る委員会調査一覧表(案)

警察本部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時	
京都府警察音楽隊第37回定期演奏会	京都府警察本部	京都コンサートホール (京都市左京区)	令和8年11月14日(土) 午後2時～4時	※
令和8年京都府警察職員 殉職者慰霊祭	京都府警察本部	京都府警察学校 (京都市伏見区)	令和8年11月18日(水) 午前10時30分～11時30分	※

文化生活部・警察本部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時	
令和8年 年末の交通事故防止府民運動スタート式	京都府交通対策協議会、 向日市、京都府警察本部	向日市民体育館 (向日市)	令和8年11月30日(月) 午後2時～2時45分	

※委員会調査として位置づけを決定済

行催事等に係る委員会調査の結果概要について

文化生活部・警察本部

行催事等名	主催者名 (招待者名)	会 場 (市区町村名)	日 時
令和８年夏の交通事故防止府民運動スタート式	京都府交通対策協議会、 亀岡市、京都府警察本部	ガレリアかめおか (亀岡市)	令和８年７月21日（火）
令和８年秋の全国交通安全運動スタート式	京都府交通対策協議会、 京都市、京都府警察本部	知恩院三門前広場 (京都市東山区)	令和８年９月18日（金）